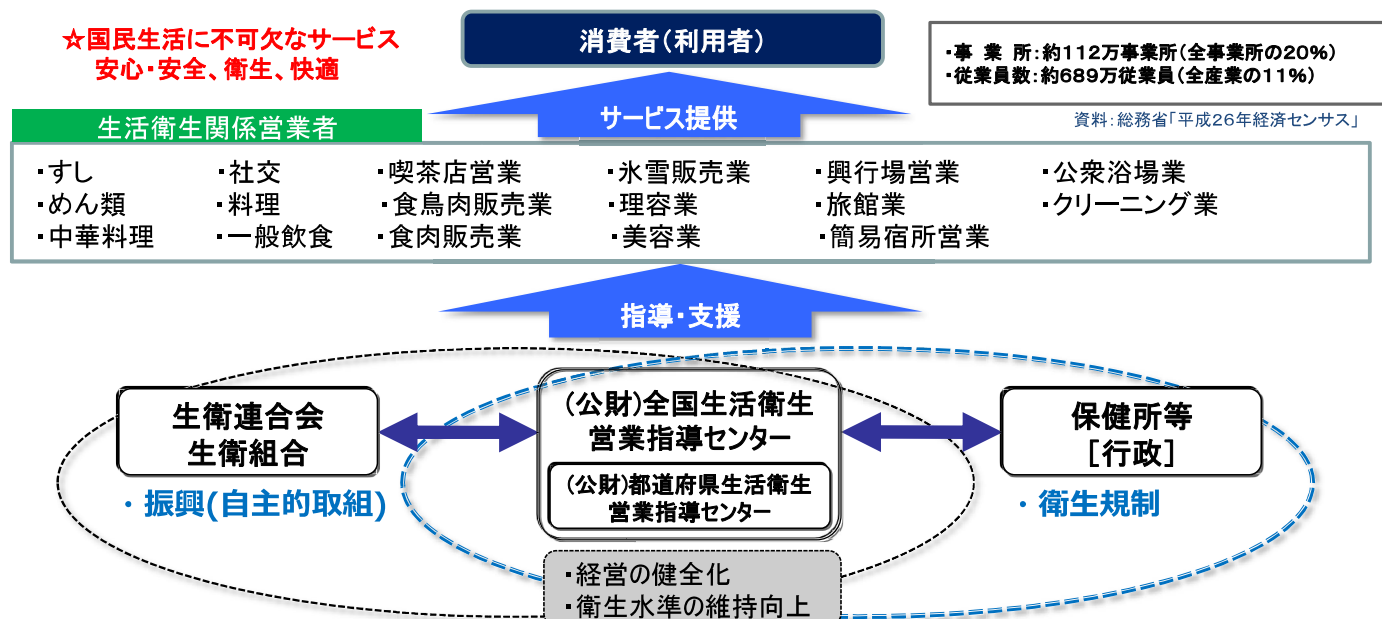


生活衛生課

生活衛生関係営業に係る施策体系

- 生活衛生関係営業(生衛業)は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、衛生規制を行いつつ、生衛法に基づく各種の振興支援を行うことで、経営の健全化と衛生水準の向上を実現。



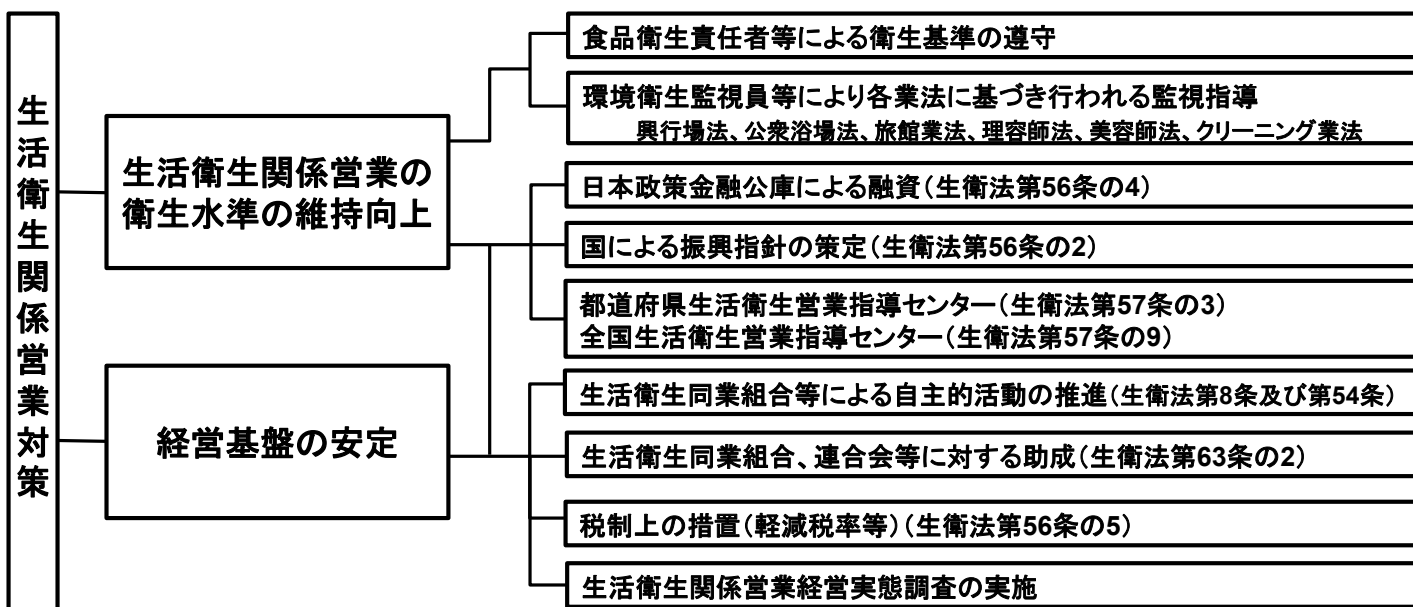
※生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資(日本政策金融公庫)・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生衛法とその施策体系

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法) (昭和32年6月3日法律第164号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、**衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り**、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって**公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。**



平成31年度生活衛生課関係予算案の状況

平成30年12月
厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生課

予算

31年度予算案 [30年度予算]
5,293百万円 [5,056百万円]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金

1,155百万円 [1,142百万円]

中小零細の生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

・生活衛生関係営業収益力向上事業 86百万円 [99百万円]

最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に経営に関するセミナー等を開催することによって収益力の向上等を図るため、全国生活衛生営業指導センター等を中心とした取組を進める。

2. 生産性向上等推進調査委託費

124百万円 [3.4百万円]

生活衛生関係営業者がガイドライン・マニュアルを適切に活用し、生産性向上に向けた取組を行っていただけるよう、ガイドライン・マニュアルを用いた個別相談等を実施する。

3. 株式会社日本政策金融公庫補給金

3,634百万円 [3,445百万円]

生活衛生関係営業の振興及び経営の安定を図るための株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付業務に対する補給金。

4. 被災した生活衛生関係営業業者への支援（復興庁一括計上）

・株式会社日本政策金融公庫出資金 329百万円 [433百万円]

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

(参考：厚生労働省全体予算)

○ 受動喫煙対策の強化【一部新規】

43億円[42億円]

2020年東京オリンピック・パラリンピック等までに受動喫煙対策に関する新制度を定着・徹底するため、周知啓発を行うほか、飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等の支援を実施する。

平成30年度第2次補正予算

4.4億円

- 消費税率引上げ及び軽減税率対応等に係る生活衛生関係営業者に対する支援
消費税率引上げ及び軽減税率導入に対応しつつ、生産性向上を図るため、セミナー等を通じて、生活衛生関係営業者のICTの導入を促進するとともに、軽減税率導入に係る業種毎の手引き書の作成等を支援する。

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額

1,150億円 [1,150億円]

2. 貸付制度の改善

生活衛生関係営業者の円滑な事業再生を支援するため、長期での返済が可能となる運転資金の貸付制度を創設する。

等

1. 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、その適用期限を2年延長する。

2. 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設 (※)

〔相続税、贈与税〕

個人事業者の事業承継を促すため、10年間限定で、事業継続を前提に、土地、建物、機械・器具備品等に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する制度を創設する。

3. 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の段階的縮減 (※)

〔法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置については、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

4. 中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業等経営強化税制）の延長 (※)

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は7%（資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%）の税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

5. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長 (※)

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

6. 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長 (※)

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

商業・サービス業を営む中小企業等が、経営改善指導等に基づき喫煙専用室の設置等の経営改善設備を取得した場合等に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

7. 理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設

〔法人税、法人住民税、事業税、事業所税〕

理容師・美容師いずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために履修する修得者課程について、法人税・事業税等の非課税措置を創設する。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

(法人税)

1. 大綱の概要

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興計画により、共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却（取得価格要件：200万円以上）ができる。

＜主な対象設備；例＞

- (1) 研修施設（美容・すし等）
- (2) クリーニングの共同工場
- (3) 共同配送設備



（美容等研修施設）



（クリーニング共同工場）

個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設

(相続税、贈与税)

1. 大綱の概要

個人事業者の事業承継を促すため、10年間限定で、事業継続を前提に、土地、建物、機械・器具備品等に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する制度を創設する。

2. 制度の内容

- ・相続時・生前贈与時いずれにおいても、事業用の土地※、建物※、その他の一定の減価償却資産について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予する。

※土地は面積400㎡までの部分、建物は床面積800㎡までの部分に限る。

- ・法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付する。
- ・相続前3年以内に事業の用に供された宅地等は、小規模宅地特例の対象から除外する（ただし事業実態がある場合は適用可）。

＜個人事業者の意義＞

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成

(小規模基本法第3条)

＜政策目的＞

事業の持続的な発展

＜目的実現のための施策＞

(小規模基本法第3条)

(小規模基本法第16条)

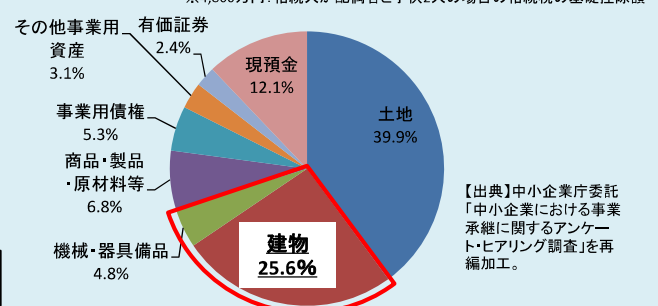
事業承継の円滑化

事業継続に不可欠な事業用資産の承継に伴う相続税負担の軽減が必要

＜施策の必要性＞

純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成

※4,800万円：相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額



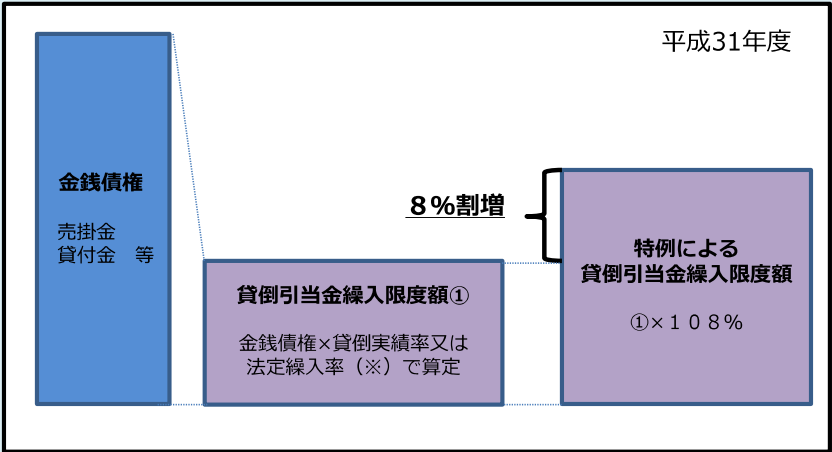
【出典】中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」を再編加工。

1. 大綱の概要

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の割増特例は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

2. 制度の内容

出資組合である生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置については廃止する。ただし、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、法定繰入率又は貸倒実績率にて算定した貸倒引当金繰入限度額に割増率（10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率）による割増しを認める経過措置を講ずる。



（※）法定繰入率
貸倒実績率を用いず、業種ごとに
に応じた数値を活用して引当金を
算定する。資本金1億円以下の中
小企業及び事業協同組合等が適用
を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10／1000
製造業	8／1000
金融・保険業	3／1000
割賦販売小売業	13／1000
その他	6／1000

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除

(中小企業経営強化税制) の延長

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

1. 大綱の概要

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

中小企業・小規模事業者が、一定規模以上の機械装置、ソフトウェア、器具備品、建物付属設備等の経営改善設備を取得した場合、即時償却又は税額控除（7％）を受けることができる。

なお、働き方改革に資する設備も対象とする。

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1％以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5％以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具・備品（30万円以上） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ◆建物附属設備（60万円以上） （ボイラー、LED照明、空調など） ◆ソフトウェア（70万円以上） （情報を収集・分析・指示する機能）	◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7％税額控除（資本金3千万以下もしくは個人事業主は10％）	

※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長

（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

1. 大綱の概要

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置について、適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

中小企業者等が、一定規模以上の機械装置、ソフトウェア等を取得した場合、特別償却（30%）又は税額控除（7%）を受けることができる。

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等） ・従業員数1000人以下の個人事業主		
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く） ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く		
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】		
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】		
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く		
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）		
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）		
措置内容	個人事業主		
	資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却	又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却	

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長

（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

1. 大綱の概要

商業・サービス業を営む中小企業等が、経営改善指導に基づき経営改善設備を取得した場合等に、特別償却又は税額控除をすることができる措置について、売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等が確認することを適用要件に加えた上、適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（注）を認める。

（注）税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業者等に限る。

1台60万円以上の建物附属設備（空調施設、喫煙専用室、店舗内装等）

1台30万円以上の器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）

【活性化に資する設備の例】

・店舗内のイメージアップ、集客力の拡大

照明設備（ダウンライト）



喫煙専用室の設置



中小商業・サービス業



経営改善指導等に基づく設備投資

売上高又は営業利益
2%以上の伸び

税制措置

（特別償却30%又は税額控除7%）

相談

経営改善指導等

経営改善指導等を行う機関

都道府県中小企業団体中央会
商工会議所
商工会
商店街振興組合連合会
生活衛生同業組合
都道府県生活衛生営業指導センター 等

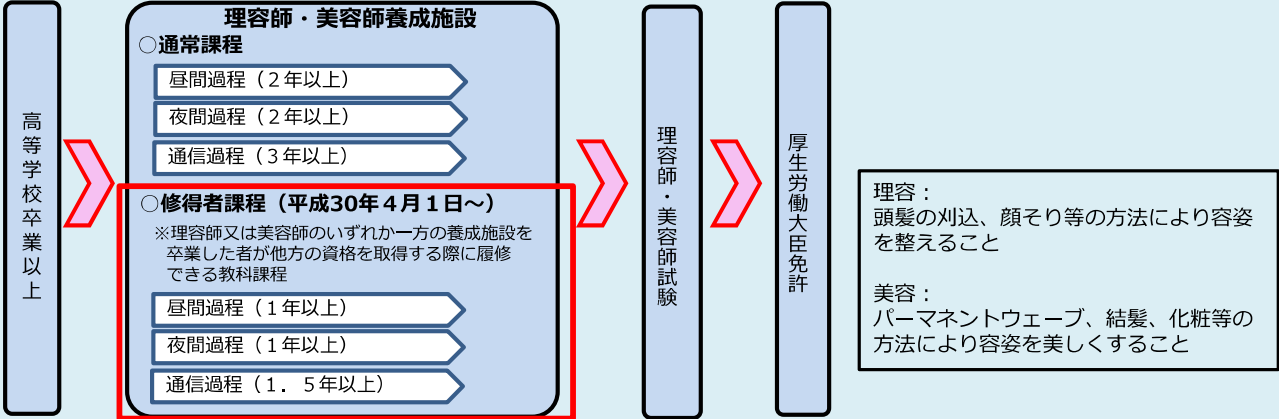
1. 大綱の概要

公益法人等が行う収益事業以外の事業に対する法人税・事業税等の非課税措置について、理容師・美容師養成施設の修得者課程による技芸の教授を加える。

2. 制度の内容

- 平成29年3月、理容師法施行規則及び美容師法施行規則等の改正を行い、平成30年4月から、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格の養成課程を履修する場合に、修業期間を短縮する修得者課程を設けることができることとされた。
- 現在、通常課程での技芸の教授は、非収益事業として法人税・事業税等が非課税であり、新設された修得者課程についても、法人税・事業税等の非課税措置を講ずる。

理容師・美容師の資格取得の流れ



事務連絡
平成31年 1 月10日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館業法上の許可物件の報告依頼

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

住宅宿泊仲介業者の取扱い物件につきましては、これまで、貴自治体のご協力をいただきながら、適法性の確認をして参りました。

現在、観光庁及び厚生労働省においては、国において住宅宿泊仲介業者の取扱い物件の適法性の確認が可能となるよう、観光庁が管理する民泊制度運営システムを改修し、平成31年度より、同システムに、旅館業法上の許可物件も掲載することを検討しております。これにより、同システム改修後は、貴自治体をお願いしていた、住宅宿泊仲介業者の取扱い物件の適法性確認の作業を、可能な限り観光庁及び厚生労働省にて行いたいと考えております。

つきましては、貴自治体が把握する旅館業法上の許可物件について、提出時点の状況を、別添の様式に従い、入力要領を参照の上、平成31年2月1日（金）までに、ご提出をお願いいたします。

あわせて、住宅宿泊仲介業者が掲載物件の適法性の確認を容易に行うことができるよう、貴自治体におかれては、旅館業法上の許可物件の情報について、貴自治体のホームページに掲載することも検討していただくよう、お願い申し上げます。

なお、平成31年度以降の許可物件については、本年4月1日以降に、改めて変更・追加・削除が生じた物件の情報をお伺いする予定ですので、詳細は追ってお知らせいたします。

旅館業法違反のおそれがあると自治体が把握している事案

※都道府県、保健所設置市、特別区(150都道府県市区)を対象に、厚生労働省にて調査したもの。

	平成30年3月末	平成30年6月末 (括弧内は対3月末比)
総数	8,134件	7,275件(△859件)

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部生活衛生課長
(公 印 省 略)

移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る
旅館業法の運用について

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成２６年から地方分権改革に関する「提案募集方式」が導入されたところです。

平成２７年における地方からの提案等に関する対応については、別添のとおり「平成２７年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下「対応方針」という。）が平成２７年１月２２日に閣議決定され、当該対応方針中「６ 義務付け・枠付けの見直し等」（７）（ｉ）及び（ｉｉ）のとおり、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）の適用外となる場合について、平成２７年度中に地方公共団体に通知することとされました。

旅館業法の適用に当たっては、同法第２条及び第３条に基づき、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」に該当するものは、旅館業法の営業許可を受けなければならないこととされていますが、対応方針に基づき、旅館業法の適用外となり、旅館業法の営業許可を要しない場合について下記のとおり通知するので、貴職におかれては、適切な運用に努めていただきますようお願いいたします。

記

１．移住希望者に対して売買又は賃貸を目的とする空き家物件への短期居住が旅館業法の適用外となる場合

移住を希望する者に対する売買又は賃貸を前提としている空き家物件への短期居住であって、以下の（１）から（３）の措置が講じられている場合には、旅館業法の適用外となる。

（１） 空き家物件の利活用事業が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）に基づく計画に位置付けられ、当該事業を行う地方公共団体が空き家物件を登録しているなど、地方公共団体において対象施設が特定されていること。

（２） 対象施設を購入又は賃借する者が真に当該施設を購入する意思又は長期賃借す

る意思を有していることを地方公共団体において確認する措置が執られていること。

- (3) (1) 及び (2) に掲げる措置が講じられていることにより、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのないことが担保されていることを旅館業法担当部局において確認すること。

2. 地方公共団体が設置する地域協議会等が実施主体となり、体験学習を伴う教育旅行等における宿泊体験が旅館業法の適用外となる場合

地方公共団体から依頼を受けた地域協議会等が宿泊者から宿泊料に相当する対価を受けず、当該体験学習に係る指導の対価のみを受けの場合については、当該地域協議会等が体験学習を伴う教育旅行等における宿泊体験サービスを提供する農家等に支払う経費は宿泊料に該当せず、旅館業法の適用外となる。

薬生衛発 0516 第 4 号
平成 30 年 5 月 16 日

各都道府県
各政令市
各特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

旅客室を有する船舶を活用した宿泊施設における無窓の客室の取扱いについて

標記については、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、今後、旅客室を有する船舶を活用した宿泊施設として旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく営業許可申請が見込まれることを踏まえ、下記の全ての条件を満たす場合、旅館業における衛生等管理要領（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成 12 年 12 月 5 日付け生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知別添 3））における客室の窓に関する規定にかかわらず、無窓の客室を含む施設に対し、イベントの開催期間（前後の数日を含む。）に限定して、各自治体の判断により営業許可を与えて差し支えないものとするので、施設の営業許可申請の審査に当たっては、適切な対応を図られたい。

記

1. 通常、貨客の運送に利用されている旅客室を有する船舶であること。
2. 多数の来訪者が見込まれる大規模なイベントが開催されることに伴って宿泊施設の需要が高まることから、各自治体において当該船舶に許可を与えることが必要であると判断すること。

3. 以下の各項目を満たすこと。

(1) 設備関係

1) 全客室のうち、無窓の客室が占める割合は、概ね4割程度以下であること。

2) 窓を代替する以下の設備が無窓の客室に確保されていること。

a 照明設備

宿泊者の安全衛生上、適当な照度を満たすこと。

b 換気設備

外気に面して開放することのできる換気口を設けるなど衛生的な空気環境を十分確保すること。

(2) 運用関係

営業者は宿泊者に対し、無窓の客室である旨を宿泊契約時に知らせること。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」が導入されたところです。

平成 30 年における地方からの提案等に関する対応については、別添 1 のとおり「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下「対応方針」という。）が平成 30 年 12 月 25 日に閣議決定され、当該対応方針中「6 義務付け・枠付けの見直し等」【厚生労働省】(10)(i)及び(ii)のとおり、火葬場の経営許可については、民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に 2018 年度中に通知するとともに、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場を経営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に対して 2018 年度中に通知することとされました。

これを踏まえ、下記のとおり通知しますので、貴職におかれては適切な運用に努めていただきますようお願いいたします。

なお、管内市区町村に対する周知を併せてお願いいたします。

記

1 火葬場の経営主体に関する取扱い等について

火葬場の経営主体に関する取扱い等について、別添 2 のとおり Q & A をまとめましたので、内容を御了知願います。

2 火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進について

都道府県におかれては、火葬場を経営する市区町村から火葬場の設置・運営に係る広域化等の相談があった場合には、可能な限り相談に応じるなど、その対応に特段の配慮をお願いします。

以上

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針

(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定) (抜粋)

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(10) 墓地、埋葬等に関する法律 (昭 23 法 48)

(i) 火葬場の経営許可 (10 条 1 項) については、民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(ii) 火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場を運営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に対して 2018 年度中に通知する。

また、火葬場の健全かつ安定的な経営の持続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に 2019 年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実態把握に努める。

墓地埋葬法に関するQ&A

No.	質問	回答
1	火葬場の経営主体については、国の通知によれば、地方公共団体のほか、公益法人又は宗教法人に限られるとされているが、これらに該当しない民間事業者を経営主体として許可することは可能ですか。	火葬場の経営主体としては、国からの通知において、地方公共団体、宗教法人、公益法人等とすることをお示しておりますが、火葬場の経営の許可に関する事務は、自治事務であり、実際に火葬場の経営の許可をするか否かの裁量は、都道府県知事等にあります。 国の通知はあくまで技術的助言であり、地域の実情に応じ、地域住民の理解を得た上で、民間事業者による経営を認めることが適当と都道府県知事等において判断するのであれば、民間事業者に経営の許可を与えることは可能と考えます。
2	民間事業者に火葬場の経営許可を与える際に留意すべきことはありますか。	火葬場については、誰もがこれを利用できるよう、その管理、運営が営利目的のためにゆがめられるなどにより利用者の保護の観点から支障が生じることがないようにするとともに、健全かつ安定的な運営を継続させる観点から、火葬場の経営主体には非営利性、持続性が求められているところです。 このため、民間事業者に火葬場の経営の許可を与えるに当たっては、非営利性、持続性を実質的に担保する観点から、例えば利用料金を変更する場合にはあらかじめ都道府県知事等と協議するなどの条件を付すことや、火葬場の経営を継続的に進めることを確認するために財務諸表等を提出させることなどが考えられます。

事 務 連 絡
平成31年 2 月12日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

理容所等の許可申請等に関する手続きについて

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）」では、「GDP600兆円経済」の実現に向け、事業者の生産性向上を徹底的に後押しすることとされました。これを踏まえ、「規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）」においては、行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を平成32年（2020年）までに20%削減することとされました。また、その際、行政手続簡素化の3原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」及び「書式・様式の統一」）を踏まえることとされました。

これを受け、厚生労働省においても、「『行政手続コスト』削減のための基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成29年6月に策定し、平成32年（2020年）までに更なる取組の推進を図る観点から、平成30年3月末に基本計画の改定を行いました。

基本計画では、理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所、墓地、納骨堂等（以下「理容所等」という。）の開設等に関する手続についても、行政手続コストの削減に努めることとしております。

貴自治体におかれては、理容所等の開設に係る許可等の申請、許可・開設後の変更届、廃止届、地位承継の申請等（以下「許可申請等」という。）の各種手続きについて、以下の見直しを行うこと等により、許可申請等に係る作業時間の削減を図っていただくよう、お願いいたします。

- ① 許可申請等にあたっては、過剰な資料提出を求めないようにすることや、「その他必要な書類」といった曖昧な記載の見直しを行うことで、添付書類の簡素化・明確化を行うこと。

- ② 電子メール又は郵送等による申請を可能とすること。
- ③ 許可申請等の様式については、記載に迷うような曖昧な表現を見直し、記載事項の明確化を図ることにより、事業者の負担軽減を図り、貴自治体の窓口において記載事項の確認・修正事項が減ることによる処理期間の短縮を図ること。
- ④ 審査基準の公表、標準処理期間の設定・公表を図ること。

なお、許可申請等の様式については、簡素化された標準様式として、別添のとおり理容所等の開設に係る許可等の申請書をお示しします。貴自治体におかれては、様式策定に当たり、参考にさせていただきよう、お願いいたします。

薬生衛発 0130 第 2 号

平成 31 年 1 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

（公 印 省 略）

理容師養成施設及び美容師養成施設に対する適切な指導等について

理容師養成施設及び美容師養成施設に対する指導については、平素より種々ご配意いただいておりますが、今般、養成施設における教員の配置等について、美容師養成施設指定規則（以下「省令」という。）に規定する基準等を長期に亘り満たしていなかった事例がありました。

質の高い理容師や美容師となる人材を養成する観点から、省令の規定等を遵守した適切な教育が行われるよう、各自治体におかれましては、養成施設としての運営が適切であるか注視していただくとともに、必要に応じて適切な指導等をしていただきますようお願いいたします。

平成29年度 クリーニング師研修の受講者数

平成30年3月31日

都道府県名	26 年度				27 年度				28 年度				29 年度						参考		
			うち2型				うち2型				うち2型				うち2型		特管(外数)		対平成26年度増減		第9ケル
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	増減数	増減率(%)	受講率(%)
1 北海道	6	210	2	31	6	222	2	46	5	143	2	37	6	208	2	41			-2	-1.0	30.1
2 青森県	3	98			4	115			2	49	1	30	4	91	1	30	1	16	-7	-7.1	36.4
3 岩手県	3	33			4	127	1	14	4	76	1	10	5	43	1	4			10	30.3	65.8
4 宮城県	5	93	1	9	5	89	1	7	4	83			5	95	1	9			2	2.2	40.2
5 秋田県	3	86			3	98			3	76			3	79					-7	-8.1	57.5
6 山形県	2	85			2	65			2	73			2	86					1	1.2	44.5
7 福島県	1	35			1	66			2	137			1	37					2	5.7	31.4
8 茨城県	3	214			3	154			3	141			4	213					-1	-0.5	37.0
9 栃木県	3	107			3	104			2	71			2	88					-19	-17.8	37.6
10 群馬県	2	108			2	77			2	59			2	83					-25	-23.1	31.3
11 埼玉県	3	125			3	210			3	170			3	103					-22	-17.6	22.6
12 千葉県	8	253			7	316			7	189			7	256					3	1.2	36.9
13 東京都	8	371	1	4	11	683	1	1	7	299	1	1	7	295	1	2	1	32	-76	-20.5	20.7
14 神奈川県	7	447	1	52	5	321	1	23	5	255	1	25	5	342	1	37			-105	-23.5	30.3
15 新潟県	6	263	1	4	6	216	1	12	7	182	1	9	7	215	1	3			-48	-18.3	47.9
16 富山県	1	61			1	47			2	109			1	56					-5	-8.2	64.0
17 石川県	2	69			2	74			2	51			2	31					-38	-55.1	39.6
18 福井県	2	52			1	34			1	41			2	59					7	13.5	36.7
19 山梨県	1	73			1	57			1	44			1	54					-19	-26.0	40.0
20 長野県	5	97	1	4	5	128	1	9	5	99	1	5	5	80	1	8			-17	-17.5	40.9
21 岐阜県	4	106			3	120			3	113			3	106					0	0.0	41.3
22 静岡県	3	405			3	217			1	116			3	336					-69	-17.0	38.6
23 愛知県	6	177	1	4	11	667			6	191	1	3	6	162	1	8	1	11	-15	-8.5	40.0
24 三重県	3	80			2	44			2	68			3	80					0	0.0	23.2
25 滋賀県	2	33	1	14	2	28	1	4	2	37	1	20	2	36	1	14			3	9.1	24.9
26 京都府	2	140	1	65	2	146	1	61	2	110	1	37	2	139	1	71			-1	-0.7	28.5
27 大阪府	4	185			4	110			4	115			3	170					-15	-8.1	13.9
28 兵庫県	7	271			9	305			5	156			7	218					-53	-19.6	38.5
29 奈良県	1	21			1	32			1	52			1	30					9	42.9	27.3
30 和歌山県	2	59			3	76			1	63			2	58					-1	-1.7	62.8
31 鳥取県	1	45			1	31			1	37			1	36			1	3	-9	-20.0	54.0
32 島根県	3	43	1	3	3	46	1	10	3	41	1	13	3	52	1	15			9	20.9	40.8
33 岡山県	1	80			2	121			1	92			1	57					-23	-28.8	44.6
34 広島県	3	122			2	111			3	115			3	105					-17	-13.9	36.1
35 山口県	1	63			1	37			1	73			1	62					-1	-1.6	34.7
36 徳島県	1	54			1	7			1	14			1	38					-16	-29.6	27.9
37 香川県	2	48			2	50			1	31			2	52					4	8.3	43.3
38 愛媛県	1	53			2	63			1	54			1	43					-10	-18.9	28.2
39 高知県	2	34	1	19	2	38	1	23	2	50	1	31	2	23	1	16			-11	-32.4	39.9
40 福岡県	4	109			4	130			4	110			4	116					7	6.4	24.5
41 佐賀県	1	17			1	36			2	107			1	10					-7	-41.2	54.2
42 長崎県	3	78	1	41	2	69	1	41	3	102	1	50	2	85	1	60	1	14	7	9.0	46.4
43 熊本県	4	82	2	19	5	87	2	10	1	30	1	30	3	88	1	24	1	19	6	7.3	34.7
44 大分県	1	47			1	30			4	44	1	3	3	43	1	4	1	1	-4	-8.5	41.3
45 宮崎県	2	67	1	6	3	47	2	8	2	65	1	9	2	66	1	12			-1	-1.5	40.3
46 鹿児島県	4	96	2	25	5	118	2	34	4	69	2	23	4	119	2	49	1	10	23	24.0	43.8
47 沖縄県	2	69			1	19	1	19	1	0	1	0	2	63	1	24			-6	-8.7	34.5
計	144	5,464	18	300	153	5,988	20	322	131	4,402	20	336	142	4,907	21	431	8	106	-557	-10.2	32.9

注1: 全国生活衛生営業指導センター調べ

注2: 第9ケルの受講率算出のための従業クリーニング師数は平成26年3月末の数値である。

平成29年度 業務従事者講習の受講者数

平成30年3月31日

都道府県名		26 年度				27 年度				28 年度				29年度				参考	
				うち2型				うち2型				うち2型				うち2型		対平成26年度増減 増減数	増減率 (%)
		回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人		
1	北海道	6	237	2	76	6	202	2	76	5	197	2	67	6	201	2	66	-36	-15.2
2	青森県	2	83			3	39			2	62	1	28	4	79	1	65	-4	-4.8
3	岩手県	3	43			4	46	1	6	4	89	1	17	5	44	1	15	1	2.3
4	宮城県	5	145	1	20	5	157	1	17	4	127			5	142	1	16	-3	-2.1
5	秋田県	3	57	1	8	3	67	1	7	3	65	1	11	3	46	1	12	-11	-19.3
6	山形県	3	119			3	126			3	83			3	79			-40	-33.6
7	福島県	1	38			1	62			2	109			1	33			-5	-13.2
8	茨城県	3	94			3	93			3	106			2	107			13	13.8
9	栃木県	3	133			3	178			2	103			2	56			-77	-57.9
10	群馬県	2	51			2	67			2	55			2	56			5	9.8
11	埼玉県	3	179			3	185			3	139			3	164			-15	-8.4
12	千葉県	7	296			6	360			6	328			6	298			2	0.7
13	東京都	9	485	1	1	9	734	1	5	10	762	1	0	13	866	1	3	381	78.6
14	神奈川県	6	527	1	103	5	402	1	54	4	449	1	47	5	486	1	102	-41	-7.8
15	新潟県	6	170	1	0	6	150	1	2	7	127	1	4	7	162	1	4	-8	-4.7
16	富山県	1	14			1	12			3	12	1	1	2	19	1	0	5	35.7
17	石川県	1	17	1	17	1	33	1	33	1	23	1	23	1	7	1	7	-10	-58.8
18	福井県	2	23	2	23	2	2	2	2	2	21	2	21	2	1	2	1	-22	-95.7
19	山梨県	1	6			1	11			1	14			1	11			5	83.3
20	長野県	5	165	1	27	5	186	1	30	5	178	1	29	5	158	1	31	-7	-4.2
21	岐阜県	1	53	1	53	1	34	1	34	1	34	1	34	1	21	1	21	-32	-60.4
22	静岡県	3	163			3	152			3	130			3	160			-3	-1.8
23	愛知県	6	247	1	9	7	347	1	2	6	189	1	3	6	232	1	6	-15	-6.1
24	三重県	1	20	1	20	1	42	1	42	1	72	1	72	1	56	1	56	36	180.0
25	滋賀県	2	28			2	59	1	16	2	29	1	17	2	24	1	12	-4	-14.3
26	京都府	2	123	1	68	2	106	1	53	2	81	1	36	2	116	1	75	-7	-5.7
27	大阪府	2	66	1	8	2	101	1	46	2	141	1	80	2	85	1	30	19	28.8
28	兵庫県	6	239			4	116			5	244			6	216			-23	-9.6
29	奈良県	1	11			1	22			1	10			2	21	1	14	10	90.9
30	和歌山県	1	25	1	25	1	11	1	11	1	7	1	7	1	28	1	28	3	12.0
31	鳥取県	2	52	1	42	2	54	1	39	2	45	1	24	2	48	1	39	-4	-7.7
32	島根県	2	69	1	30	2	62	1	32	2	64	1	22	2	57	1	31	-12	-17.4
33	岡山県	1	22			2	26			1	49			1	21			-1	-4.5
34	広島県	1	60	1	60	1	40	1	40	1	60	1	60	1	53	1	53	-7	-11.7
35	山口県	1	29			1	24			1	41			1	33			4	13.8
36	徳島県	1	67			1	26			1	7			1	63			-4	-6.0
37	香川県	1	75	1	75	1	50	1	50	1	34	1	34	1	47	1	47	-28	-37.3
38	愛媛県	1	56			2	59			1	39			1	62			6	10.7
39	高知県	1	39	1	39	1	21	1	21	1	9	1	9	1	18	1	18	-21	-53.8
40	福岡県	3	122			2	95			2	84			3	112			-10	-8.2
41	佐賀県		0			2	42											—	—
42	長崎県	1	4	1	4	1	6	1	6	1	6	1	6	1	7	1	7	3	75.0
43	熊本県	4	60	2	11	2	56	2	56	1	29	1	29	2	76	1	40	16	26.7
44	大分県	1	6	1	6	1	16	1	16	1	11	1	11	1	11	1	11	5	83.3
45	宮崎県	1	23			1	9			2	18	1	0	2	39	1	9	16	69.6
46	鹿児島県	4	66	2	5	5	40	2	1	4	10	2	2	4	31	2	7	-35	-53.0
47	沖縄県	1	1	1	1	1	35	1	35	1	10	1	10	1	2	1	2	1	100.0
計		123	4,608	29	731	124	4,763	31	732	119	4,502	32	704	129	4,654	34	828	46	1.0

注: 全国生活衛生営業指導センター調べ

生活衛生関係営業の生産性向上を図るためのガイドライン・マニュアル作成事業

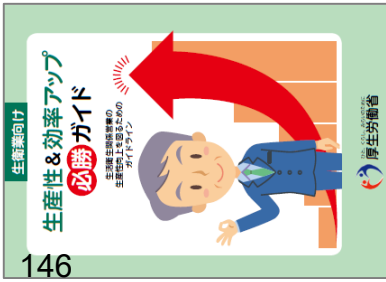
生活衛生関係営業（飲食店営業（すし、めん類、中華料理、社交、日本料理、一般飲食）・喫茶店営業・食肉販売業（食鳥肉販売業、食肉販売業）・氷雪販売業・理容業・美容業・興行場営業・旅館業・公衆浴場業・クリーニング業）の多くは中小零細の企業であり、労働生産性が低いとの指摘がある。生活衛生関係営業の生産性の向上を図るためには、生活衛生関係営業者自らが、その解決に向けた取組を行うことが求められる。

本事業では、生活衛生関係営業者が生産性向上に取組むためのガイドラインやマニュアルを作成した。

ガイドラインで課題を見える化

ガイドライン

ガイドラインは、生活衛生関係営業者自身が悩みや問題を整理するためのツールで、ガイドラインを活用することで、自店の問題を見える化でき、生産性向上のために取組むべき課題が分かる。



STEP1

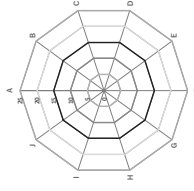
3領域10テーマについて50項目をチェック

➤ チェックに要する時間は10分程度

STEP2

お店の問題を見える化

➤ レーダーチャートで自店の問題の領域・テーマを確認



STEP3

優先順位の高い課題に取組む

⇒今後、これらのツールの普及促進を行うとともに、経営指導の強化を図り、生活衛生関係営業者の生産性向上の取組みを支援することが求められる。

2つのマニュアルで対策を考える

マニュアル（基礎編 10種類＋付録）

3領域10テーマ

収益向上	A. 特長ある店舗・施設づくりで業績を改善しよう B. 費用を削減して収益性を高めよう C. ICTを活用して集客力を高めよう D. お客様の満足度を高めよう E. 優良顧客を増やそう F. インバウンドのお客様を増やそう G. 従業員のスキルとやる気を高めよう H. 作業しやすいお店・職場にしよう I. 効率的に作業しよう J. 人的ミス（ヒューマンエラー）をなくそう
顧客満足	
労働改善環境	

付録 生産性向上を図るための事業計画を作成しよう



各マニュアルに掲載されている各種フローマップは、サイトからダウンロード可能

マニュアル（業種別編 16業種別）



生活衛生関係営業者が、生産性向上に取組むためのヒント集。業界動向や消費者動向、業界向け経営改善のヒントや取組事例等をイラストなどでわかりやすく解説。

目次（16業種共通）

業界動向 業界の状況がわかる
消費者動向 業界の消費者ニーズがわかる
経営改善のヒント あなたのお店の経営改善のヒントがわかる
取組事例 実際に取組んだ事例がわかる
お役立ち情報 取組みに悩んだら・・・

生活衛生同業組合活動推進月間について

趣 旨

生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の維持・向上においても重要な社会的な基盤であり、生活衛生関係営業における衛生確保を効果的に進めていくためには、行政と生衛組合の活動の連携が不可欠。

しかしながら、生衛法の制定後60年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めない状況にある。

このため、「生活衛生同業組合活動推進月間」(以下「月間」という。)を定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、新規業者等の組合加入の促進のための生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開するもの。

これによって、生衛組合の活動の意義や地域で果たしている役割を再確認し、組合活動の基盤強化及び組合のネットワークの拡充を図るものとする。

活動推進月間

毎年11月1日から11月30日までの1か月間

主 催

(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

後 援

厚生労働省、(株)日本政策金融公庫

重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生活衛生同業組合に関する周知広報の推進
- ③ 生活衛生同業組合を中心としたネットワークの拡充
- ④ 後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤ 営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進

標準営業約款制度について



全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard

Sマーク



1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| ○クリーニング業(昭和58年3月26日認可) | 1,833店舗(クリーニング所1,703店舗・取次店130店舗) | |
| ○理容業(昭和59年10月18日認可) | 23,739店舗 | ○美容業(昭和59年10月18日認可) 12,045店舗 |
| ○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 315店舗 | ○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) 286店舗 |
- (注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成30年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率が適用される。

振興指針及び振興計画のあらまし

I 振興指針

1 振興指針の目的

生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とし設定する。

2 振興指針の性格

振興指針は、業界全体の振興を図るために設定されるものであり、組合又は小組合が策定する振興計画の基準になるものである。

3 設定業種の指定

厚生労働大臣が生衛業のうち、16業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項)

4 振興指針の告示

振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

III 振興事業に対する国の特別配慮

・融資上の恩恵(法第56条の4)

振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

・税制上の恩恵(法第56条の5)

振興計画に係る共同施設について、特別償却することができる。

II 振興計画

1 振興計画の策定目的

組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。

2 策定者

組合及び小組合

3 振興計画の記載事項

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等

4 振興計画の認定

組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

【各業種の認定状況 -平成30年3月末現在-】

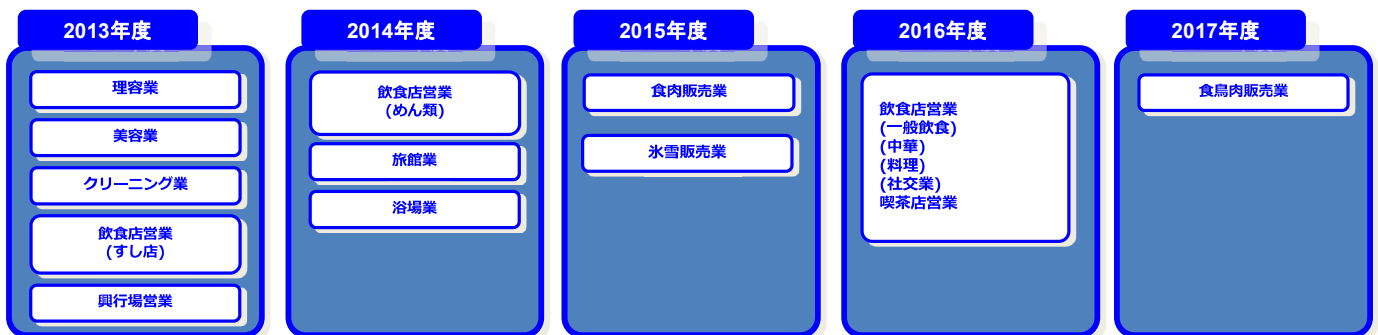
クリーニング業	47件	飲食店営業(すし店)	40件
理容業	47件	美容業	47件
飲食店営業(めん類)	23件	旅館業	47件
簡易宿所	3件	食肉販売業	44件
飲食店営業(一般飲食)	36件	飲食店営業(中華料理業)	22件
飲食店営業(料理業)	28件	飲食店営業(社交業)	38件
喫茶店営業	26件	食鳥肉販売業	16件
興行場営業	30件	浴場業	25件
冰雪販売業	5件	合計	524件

5 実施状況の報告

振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

振興指針改正時期の見直しについて

過去5年間の改正実績

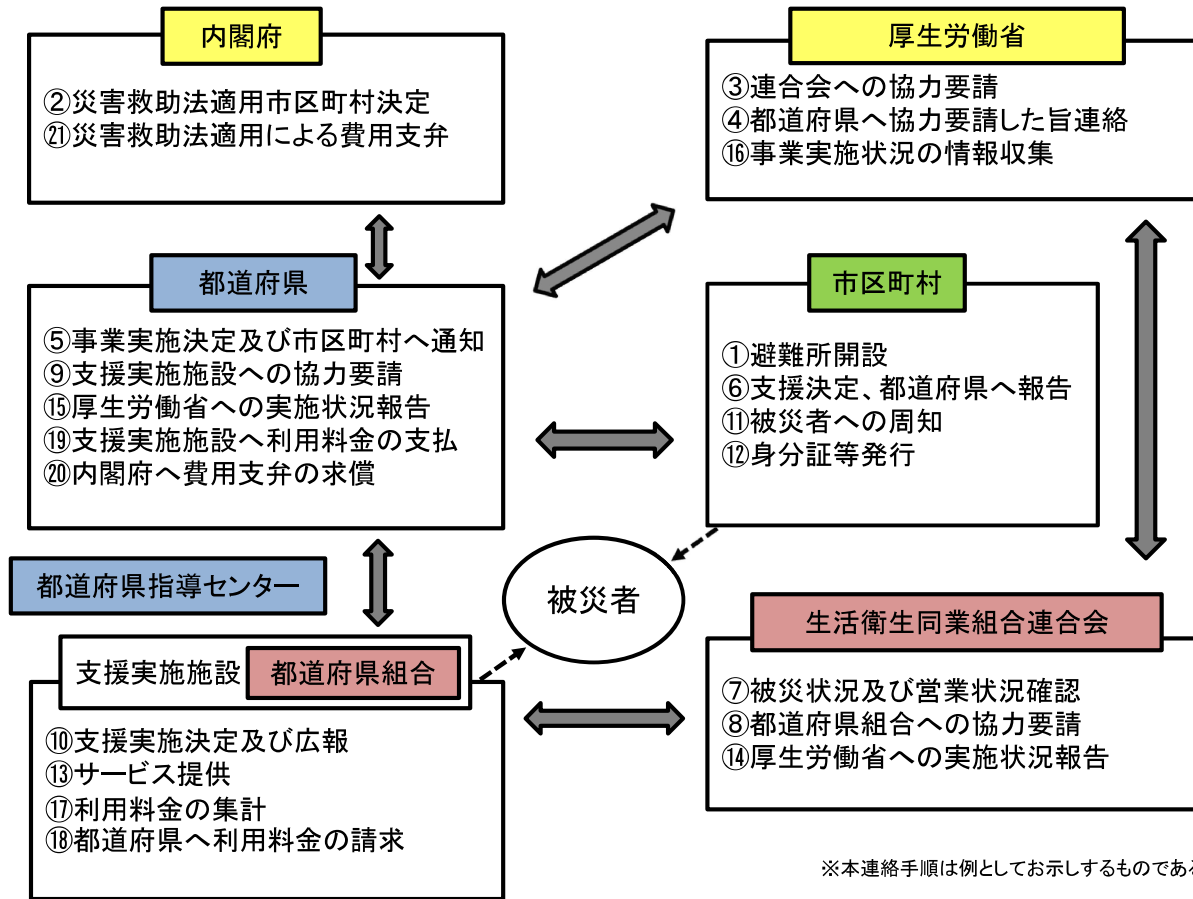


- ・業種間の類似性を考慮し、効率的に審議いただけるよう改正スケジュールを見直す。
- ・経営実態調査及び調査結果の評価サイクルを見直し、振興指針改正の前年に実施する。
- ・振興指針改正に有益な情報が入手できるよう、経営実態調査の項目を精査する。

今後の改正スケジュール



災害発生時における支援連絡体制例について



平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈平成30年7月〉国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方 円
11	30		① △△商事㈱ 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		① △△商事㈱ 11月分 食料品	8% 43,200
②			③	④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事㈱

〇〇〇〇御中

平成XX年11月30日

11月分 131,200円（税込み）

日付	品名	金額
11.1	魚 類	5,400円
11.1	牛肉 類	10,800円
11.2	材料A・B	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200

※は軽減税率対象品目

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】 0570-030-456

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「その他のバナー一覧」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから
特設サイトへ



特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行っていただくお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

- ▶ 特定技能外国人を受け入れる分野
 - 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
 - ▶ 人材が不足している地域の状況に配慮
 - 大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める
 - ▶ 受入れ見込み数 分野別運用方針に نحوう5年間の受入れ見込み数を記載

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

- ▶ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底
- ▶ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる
- ▶ 人手不足状況の変化等への対応
 - 分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたときと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
 - نحوう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用
 - ▶ 治安上の問題が生じた場合の対応
 - 特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

- ▶ 1号特定技能外国人に対する支援
 - 生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
 - 転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施
- ▶ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記
- ▶ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

3 求められる人材に関する事項

特定技能1号		特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

ビルクリーニング業について

外国人材受入の必要性

- 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物(※)が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、平成29年度には2.95に達しており、人材の確保が困難な状況。
- 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康がそこなわれるおそれがあることから、その防止のために、外国人の受入れが必要。(業界からも強い要望あり。)

※特定建築物：興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物で、延べ面積が3,000平方メートル以上（小学校、中学校等は8,000平方メートル以上）のもの

ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1.60	1.94	2.24	2.64	2.95

特定建築物の推移

平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末
42,905	43,351	43,876	44,353	44,801	45,251

想定する具体的な業務内容・技能水準

- 多数の者が利用する建築物の内部の清掃作業。
- 場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるといった専門性・技能が要求される(技能実習2号移行対象職種)。

ビルクリーニング業に関する生産性向上と人材確保に向けた取組について

生産性向上のための取組

- 資機材メーカーと協力した効率的な清掃機械の開発
- 清掃ロボットの導入講習会の実施等によるロボット化の普及促進

高齢者・女性・若年者雇用のための取組

- (公社)全国ビルメンテナンス協会においてビルメンテナンス業高齢者雇用推進ガイドラインを策定し、業界の高齢者雇用を推進(平成17年)
⇒ビルクリーニング業においては、高齢の従業員の比率が高い(従業者のうち65歳以上の高齢者は37.2%)状況
- 従業者のうち女性が70.9%を占めており、従前より女性を積極的に雇用
- 技能検定資格であるビルクリーニング技能士について、技能レベルを段階毎に確認できるよう、単一等級から複数等級(1級～3級)に制度変更(平成28年)
⇒経験年数が少ない若者が、自分の技能レベルを確認しつつ意欲をもって業務に従事できるような環境を整備

賃上げに向けた取組

- 厚生労働省においてビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインを策定(平成27年)
⇒ビルメンテナンス業者が品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、国や地方公共団体等に対して、最新の労務単価等を的確に反映した積算を行うなど、適切な発注をするよう働きかけ



業界を挙げて生産性向上と人材確保の取組を行っているものの、
人手不足は年々拡大傾向

分野別運用方針について(14分野)

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態
厚 労 省	介護	60,000人	介護技能評価試験 (仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試 験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴, 食事, 排せつの介助等)の ほか, これに付随する支援業務(レクリエーションの実施, 機能訓練の補助 等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング 分野特定技能1号 評価試験 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕	直接
経 産 省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 〔13試験区分〕	直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・機械検査 ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・溶接 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・プラスチック成形 〔18試験区分〕	直接
	電気・電子情報 関連産業	4,700人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 〔13試験区分〕	直接
国 交 省	建設	40,000人	建設分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ／表装 〔11試験区分〕	直接
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業 分野特定技能1号 試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て 〔6試験区分〕	直接
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定 技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備, 定期点検整備, 分解整備 〔1試験区分〕	直接
	航空	2,200人	航空分野技能評価 試験(空港グランド ハンドリング又は航 空機整備)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務, 手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体, 装備品等の整備業務等) 〔2試験区分〕	直接
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・フロント, 企画・広報, 接客, レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1試験区分〕	直接
農 水 省	農業	36,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般又は 畜産農業全般)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等) 〔2試験区分〕	直接 派遣
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験 (漁業又は養殖業) (仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁労機械の操作, 水産 動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物の育成管理・収穫 (穫)・処理, 安全衛生の確保等) 〔2試験区分〕	直接 派遣
	飲食料品製造	34,000人	飲食料品製造業 技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工, 安全衛生) 〔1試験区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業技能測定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理) 〔1試験区分〕	直接

(注1) 2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

(注2) 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

	分野	3 その他重要事項
		受入れ機関に対して特に課す条件
厚労省	介護	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
	ビルクリーニング	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経産省	素形材産業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械製造業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電子情報関連産業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
国交省	建設	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
	造船・船用工業	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車整備	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
	宿泊	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと
農水省	農業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食料品製造	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	外食業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の事業所に該当しないこと

(注1)2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

(注2)2019年4月1日から制度の運用を開始予定

ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
 国家公安委員会
 外 務 大 臣
 厚生労働大臣

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

ビルクリーニング分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

ビルクリーニング分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

関連業界では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、ロボット化の普及促進や高齢者・若年者雇用の推進、賃金引上げに向けた方策に取り組んでいる。

（生産性向上のための取組）

生産性向上のための取組として、平成29年度の公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の調査によると、約6割の企業がロボット導入に前向きな意向を示しており、ビルクリーニング業者、メーカー、ビルオーナー等が連携して協議会を開催し、清掃機械の開発、業務用清掃ロボットの性能の検証やその導入促進に向けた検討を急速に進めているほか、出勤状況をオンラインで把握する等の業務管理の効率化を図るIT化を進めている。

（国内人材確保のための取組）

厚生労働省の産業別高齢者雇用推進事業により、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会において「ビルメンテナンス業高齢者雇用推進ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに基づく取組により業界の高齢者雇用に推進している。平成27年国勢調査によると、ビル・建物清掃員の職種においては、従業者のうち65歳以上の高齢者が37.2%を占めているところである。

若年者雇用の取組としては、平成 28 年に、技能検定の対象であるビルクリーニング技能士について、単一等級から複数等級に制度変更することにより、技能レベルを段階ごとに確認できるようにし、経験年数が少ない若者が、自分の技能レベルを確認しつつ意欲をもって業務に従事できるような環境を整備している。

また、賃金引上げに向けた方策として、厚生労働省において「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を策定し、ビルメンテナンス業者が品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、国や地方公共団体等に対して、最新の労務単価等を的確に反映した積算を行うなど、適正な発注をするよう働きかけている。同ガイドライン発出後は、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて全国 9 か所 18 回にわたり発注担当者に対するセミナーを開催し、同ガイドラインの周知徹底を図っている。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

ビルクリーニング分野については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号。以下「建築物衛生法」という。）の適用対象となる特定建築物が年々増加する中で、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、平成 29 年度には 2.95 倍に達しており、人材の確保が困難な状況となっている。

平成 27 年国勢調査によると、ビル・建物清掃員の職種においては、従業者のうち女性が 70.9 % を、65 歳以上の高齢者が 37.2 % を占めているなど、従前より、女性、高齢者を積極的に雇用しているが、近年の人手不足に鑑み、女性や高齢者が他分野で就労機会を多く得られるようになったためビルクリーニング分野を希望しなくなったことにより、人手不足が加速化していると考えられる。

人手不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康が損なわれるおそれがあることから、その防止のために、特定技能外国人の受入れが必要である。また、ビル・建物清掃員の平成 29 年度の地域ブロック単位の有効求人倍率は、最も高い中国地方が 3.80 倍、最も低い東北地方が 2.03 倍であり、全国的に人手不足が深刻な状況であることから、特定技能外国人の受入れが急務である。

(4) 受入れ見込数

ビルクリーニング分野における向こう 5 年間の受入れ見込数は、最大 3 万 7,000 人であり、これを向こう 5 年間の受入れの上限として運用する。

向こう 5 年間で 9 万人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、毎年 1 % 程度（5 年間で 4 万人程度）の生産性向上及び追加的な国内人材の確保（5 年間で 1 万 3,000 人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な受入れ数とはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

ビルクリーニング分野において特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又はビルクリーニング分野の第 2 号技能実習を修了した者とする。

(1) 技能水準（試験区分）

「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」

(2) 日本語能力水準

「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N 4 以上）」

4 法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

- (1) 厚生労働大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2（4）に掲げた向こう 5 年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。
- (2) 受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、法務大臣に対し、受入れの再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1 号特定技能外国人が従事する業務

建築物内部の清掃

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ア 特定技能所属機関は、都道府県知事より、建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業又は同項第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていること。
- イ 特定技能所属機関は、厚生労働省が設置する、ビルクリーニング分野の業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者で構成する「ビルクリーニング分野特定技能協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）の構成員になること。
- ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- エ 特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

厚生労働省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

厚生労働大臣は、ビルクリーニング分野において各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の基本的な仕組みや地域における登録支援機関情報の周知等を、特に人材不足が深刻な地域に重点化して、業界団体とも連携して実施する。また、厚生労働省は、地域的な人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、業界内において取組の地域差が生まれないよう、得た情報のほか、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」
に係る運用要領

平成30年12月25日

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」

（1）技能水準及び評価方法

（技能水準）

当該試験は、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、ビルクリーニング分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

実施方法：実技試験

実施回数：国内外でそれぞれ年おおむね1回から2回程度実施予定

開始時期：平成31年秋以降を予定

（2）試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施することで適正な実施が担保される。

（3）国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能

実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

（1）「日本語能力判定テスト（仮称）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

実施回数：年おおむね 6 回程度、国外実施を予定

開始時期：平成 31 年秋以降に活用予定

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（2）「日本語能力試験（N 4 以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

実施回数：国内外で実施。国外では 80 か国・地域・239 都市で年おおむね 1 回から 2 回実施（平成 29 年度）

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は 30 年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

（3）業務上必要な日本語能力水準

上記（１）又は（２）の試験に合格した者については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第２ 法第７条の２第３項及び第４項（これらの規定を同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による同条第１項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

１．ビルクリーニング分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

厚生労働大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- （１）ビルクリーニング分野の１号特定技能外国人在留者数（３か月に１回法務省から厚生労働省に提供）
- （２）有効求人倍率、有効求人者数と有効求職者数の差
- （３）業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査等

２．人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- （１）厚生労働大臣は、上記１に掲げた指標の動向や当初の受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況についての的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう５年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- （２）上記（１）で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

１．１号特定技能外国人が従事する業務

ビルクリーニング分野において受け入れる１号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針３（１）に定める試験及び運用方針５（１）に定める業務に従い、上記第１の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。

２．従事する業務と技能実習２号移行対象職種との関連性

「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第２号技能実習を修了した者については、当該技能実習で修得した技能と、１号特定技能外国人が従事する業務で

要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の試験を免除する。

3. 特定技能所属機関に対して特に講じる措置

(1) ビルクリーニング分野特定技能協議会（仮称）（運用方針5（2）イ関係）

厚生労働省は、ビルクリーニング分野の特定技能所属機関、業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者により構成される「ビルクリーニング分野特定技能協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は以下の事項について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等

(2) 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5（2）エ関係）

特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

厚生労働省は、ビルクリーニング分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

厚生労働省は、上記（1）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

厚生労働省は、上記（1）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

在留資格「特定技能」についての問合せ先（法務省）

（制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について）

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
入国管理局	東京都千代田区霞が関1-1-1 総務課広報係	TEL 03-3580-4111 (内線:2737)	大阪入国管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
札幌入国管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
仙台入国管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076	広島入国管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 入国・在留審査部門 2019年4月以降 「就労・永住審査部門」	082-221-4412(代)
東京入国管理局	東京都港区港南5-5-30 総務課	03-5796-7250	高松入国管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区烏浜町10-7 総務課	045-769-1720	福岡入国管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
名古屋入国管理局	愛知県名古屋市中区正保町5-18 総務課【～2019年3月31日まで】 審査管理部門【2019年4月1日～】	総務課 052-559-2150(代) 審査管理部門 052-559-2112(直)	那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

〔参考〕法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ（在留資格「特定技能」の創設）等」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

在留資格「特定技能」についての問い合わせ先

（造船・船用工業分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区 美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区 三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶船員課	TEL 098-866-1838

（建設分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地・建設産業局	東京都千代田区霞が関2-1-3 建設市場整備課	TEL 03-5253-8283

（宿泊分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

（自動車整備分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426, 42414)

（航空分野）

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49114) (内線:50137)

在留資格「特定技能」についての問い合わせ先

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

(漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

(介護分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線 2125.3146)

(産業機械製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 産業機械課	TEL 03-3501-1691
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(素形材産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 素形材産業室	TEL 03-3501-1063
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(電気・電子情報関連産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省 商務情報政策局	東京都千代田区霞が関1-3-1 情報産業課	TEL 03-3501-6944
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

(飲食品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-7180

(ビルクリーニング分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて

・国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理のトータルコストの縮減や予算の平準化の観点から、**公共建築物の適切な維持管理が課題**

・地球温暖化対策、特に大震災以降の節電対策を契機として、建築物の省エネ促進等、建築物の維持管理に係る新たな取組みに注目

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の改正

→「公共工事の品質は、**完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。**」

「発注関係事務の運用に関する指針」(公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)

→「各発注者は、発注関係事務(**新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。**)を適切に実施するため、(1)調査及び設計(2)工事発注準備(3)入札契約(4)工事施工(5)完成後の各段階で、以下(指針に記載)の事項に取り組む。

日常の建築物の維持管理業務を行うビルメンテナンス業について、健全な育成を図っていくことが不可欠
・ダンピング受注の排除 / ・担い手の中長期的な育成・確保の促進
(ビルメンテナンス業界((公社)全国ビルメンテナンス協会)の強い要望もある)

公共建築物のビルメンテナンス業務固有の事項に関する、発注関係業務に係るガイドラインを作成

各発注者(**ビルメンテナンス業務に関する業務を発注する国、特殊法人等及び地方自治体**)が**ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を適切に実施するために、①維持管理計画策定、②業務発注準備、③入札契約、④業務実施、⑤業務完了後の各段階で、取り組む事項について記載。**
各発注者は本ガイドラインを参照し、発注関係事務を行う。

ビルメンテナンス業務

主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理(清掃、害虫防除など)その他の維持管理に関する業務

各段階における発注者の取組事項

1 維持管理計画策定段階

- ・維持管理計画の策定
- ・維持管理台帳の整備

2 業務発注準備段階

- ・業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・現場条件等を踏まえた適切な入札説明書の作成
- ・適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定
- ・適切な発注時期の設定

3 入札契約段階

- ・適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
- ・業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- ・競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等
- ・入札不調・不発時の見積りの活用等
- ・公正性・透明性の確保・不正行為の排除

4 業務実施段階

- ・業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書の変更
- ・業務履行中の実施状況の確認等
- ・業務履行現場における労働環境の改善
- ・維持管理に関する情報共有

5 業務完了後

- ・業務完了後の適切な履行検査・評価等
- ・施設機能に関する現況確認

健 発 0610 第 4 号
平成 27 年 6 月 10 日

各省庁担当部局の長（別添）殿

厚生労働省健康局長
（公印省略）

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」
について（通知）

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、国及び地方公共団体が所有する建築物（以下「公共建築物」という。）における適切な維持管理が課題となっており、また、昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）では、その基本理念の一つとして、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げるなど、公共建築物はその新たな建設のみならず、建設後の維持管理の重要性が増しているところである。

このような中、公共建築物の維持管理を継続的に適切に行うためには、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業について、ダンピング受注の排除、担い手の中長期的な育成・確保の促進を通じて健全な育成を図っていくことが不可欠な状況となっています。

今般、上記のとおり品確法が改正され、発注関係事務の運用に関する指針（平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）が策定されたことを踏まえ、ビルメンテナンス業務固有の事項について、別添のとおりガイドラインとしてとりまとめましたので、貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、適切に対応されるようお願いいたします。

また、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（品確法の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底方、併せてお願いいたします。

連絡先 厚生労働省健康局生活衛生課 TEL:03-3595-2301（直通） 担当：東、渡邊

各省庁発出先

内閣府	大臣官房長
宮内庁	管理部長
警察庁	長官官房長
金融庁	総務企画局長
復興庁	審議官
総務省	大臣官房長
法務省	大臣官房長
外務省	大臣官房長
財務省	大臣官房長
文部科学省	大臣官房長
厚生労働省	大臣官房会計課長
農林水産省	大臣官房長
経済産業省	大臣官房長
国土交通省	大臣官房長
環境省	大臣官房長
防衛省	経理装備局長
公正取引委員会	事務総局経済取引局長
衆議院事務局	事務次長
参議院事務局	事務次長
最高裁判所	事務総局経理局長
会計検査院	事務総局次長

健 発 0610 第 5 号
平成 27 年 6 月 10 日

各都道府県知事 殿
(契約担当課、市町村担当課扱い)

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」
について (通知)

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、国及び地方公共団体が所有する建築物（以下「公共建築物」という。）における適切な維持管理が課題となっており、また、昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）では、その基本理念の一つとして、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げるなど、公共建築物はその新たな建設のみならず、建設後の維持管理の重要性が増しているところです。

このような中、公共建築物の維持管理を継続的に適切に行うためには、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業について、ダンピング受注の排除、担い手の中長期的な育成・確保の促進を通じて健全な育成を図っていくことが不可欠な状況となっています。

今般、上記のとおり品確法が改正され、発注関係事務の運用に関する指針（平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）が策定されたことを踏まえ、ビルメンテナンス業務固有の事項について、別添のとおりガイドラインとしてとりまとめましたので、貴都道府県におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本ガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、適切に対応されるようお願いいたします。

また、貴管下の市町村に対してこの通知の周知徹底方、併せてお願いいたします。

連絡先 厚生労働省健康局生活衛生課 TEL:03-3595-2301（直通） 担当：東、渡邊

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン

1 本ガイドライン作成の趣旨

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、国及び地方公共団体が所有する建築物（以下「公共建築物」という。）における適切な維持管理が課題となっており、また、昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）では、その基本理念の一つとして、第3条第6項において「公共工事の品質は完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げるなど、公共建築物はその新たな建設のみならず、建設後の維持管理の重要性が増している。

さらに、地球温暖化対策、特に東日本大震災以降、全国的に取り組まれた節電対策を契機とした、建築物における既存設備の適切な運用による建築物の省エネ促進等、建築物の維持管理に係る新たな取組についても注目されているところである。

公共建築物の維持管理を継続的に適切に行うためには、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業について、ダンピング受注の排除、担い手の中長期的な育成・確保の促進を通じて健全な育成を図っていくことが不可欠である。

今般、上記のとおり品確法が改正され、発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。以下「運用指針」という。）が策定されたことを踏まえ、ビルメンテナンス業務固有の事項について本ガイドラインとしてとりまとめたものである。

2 発注関係事務の適切な実施

各発注者（ビルメンテナンス業務（主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除など）その他の維持管理に関する業務（これに付随する業務を含む。以下「業務」という。））を発注する国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の「特殊法人等」をいう。）及び地方公共団体をいう。）は、（1）維持管理計画策定（2）業務発注準備（3）入札契約（4）業務実施（5）業務完了後の各段階で、以下の事項に留意し、業務に係る発注関係事務を適切に実施する。

（1）維持管理計画策定段階

（維持管理計画の策定）

当該施設に係る個別施設計画（「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）に定める「個別施設計画」を

いう。)などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画（以下「維持管理計画」という。）を適切に策定するよう努める。¹

（維持管理台帳の整備）

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳（以下「維持管理台帳」という。）を適切に整備するよう努める。^{1、2}

（２）業務発注準備段階

（業務の性格等に応じた入札契約方式の選択）

業務の発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。ビルメンテナンス業務において考えられる主な入札契約方式とそれぞれに相応しい業務の性格等は以下のとおりである。

・価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績（以下「業務実績」という。）等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務

・総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務

（現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成）

個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件等を踏まえ、適切に仕様書等（仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。）を作成し、積算内容との整合を図る。³

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確実に盛り込むよう、十分に留意する。

（適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定）

予定価格の設定に当たっては、業務の品質確保の担い手の中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、業務を実施する者が確保することができるよう、適

参考

1 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（平成 25 年 3 月版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

2 保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて（平成 20 年 11 月 17 日付け国営保第 26 号（最終改正平成 26 年 3 月 26 日、国営保第 47 号））

3 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価等を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、最新の業務実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。⁴

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

（適切な発注時期の設定）

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間を確保できるよう適切な発注時期を設定する。

（３）入札契約段階

（適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等）

＜適切な競争参加資格の設定＞

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることをしないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していないビルメンテナンス業者を業務の受託業者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより確認する等の措置を講ずることを検討する。

＜個別業務に際しての競争参加者の審査等＞

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定について検討する。その際、必要に応じて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2に基づく都道府県知事の登録を受けていること、

参考

4 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークの有無などを考慮することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後述の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。

災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業その他業務に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

<ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>

ダンピング受注を防止するため、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に活用する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、必要に応じ、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と後述する業務完了後の評価結果との関係も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直すことも考えられる。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行ったビルメンテナンス業者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行ったビルメンテナンス業者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速

やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

また、業務の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出を求める場合には、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）による最低賃金に係る制度（最低賃金額の改定等）について十分周知することとする。

（業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定）

業務の性格等から見て、より適切に入札手続を実施できると認められる場合には、総合評価落札方式において競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めることも考えられる。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務においては、技術審査において審査する業務実施計画の作業工程管理や業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として求めることも考えられる。

（競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等）

総合評価落札方式における業務実施能力の評価に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者や当該業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該業者の業務履行状況に対する検査の体制（以下「履行評価能力」という。）などを適切に評価項目に設定するよう努める。その際、業務遂行能力については、作業監督者、従事者研修指導者及び従事者が建築物衛生法や医療法（昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。）など関係法令等に定める研修・講習の修了者であること、履行評価能力については、建築物における維持管理マニュアル（平成20年1月25日付け健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）第5章2に示される「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考えられる。さらに、必要に応じて災害時の業務実施体制の確保の状況や近隣地域での業務実績などの企業の地域の精通度を評価項目に設定することも考えられる。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性の登用も考慮して、業務実績の代わりに業務実施計画を評価するほか、担当技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法の決定のほか、個別業務の評価方法や落札者の決定については、業務の内容等を踏まえて、必要に応

じて学識経験者の意見を聴くことも考えられる。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項等に定める手続により行う。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式の実施を考慮する。

（入札不調・不落時の見積りの活用等）

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

（公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和22年法律第54号)に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

(4) 業務実施段階

(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の適切な変更を行う。

また、最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。

(業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書(日報や月報)など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないか否かを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認(以下「業務実施中の履行確認」という。)を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後述の業務完了後の評価に反映させるよう努める。

(維持管理に関する情報共有)

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法等に関する関連資料等を用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。

(5) 業務完了後

(業務完了後の適切な履行検査・評価等)

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査(以下「業務完了後の履行検査」という。)を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

(施設機能に関する現況確認)

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の現況について確認するとともに、事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項を把握するよう努める。

3 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。

